

「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集  
 -FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局等に関する制度整備-」に対し提出された意見と総務省の考え方  
 【意見募集期間:平成26年8月30日(土)~平成26年10月1日(水)】

No	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方
1	FM放送局の周波数の選定方法 (前文撤廃)	<p>・本制度整備では、従来FM放送局の周波数選定に課せられていた「アナログテレビ放送とのガードバンド(85.0MHzから89.9MHz)を除く」という条件が削除され、今後のAMラジオ放送局のFM補完中継局、及び、既存のFMラジオ放送局の中継局の置局整備がより促進されることが期待されることから、大いに評価します。</p> <p>・特に受信機が十分に普及している当該周波数帯を利用したAMラジオ放送局のFM補完中継局、および既存FMラジオ放送局の中継局への割り当てが可能となることにより、「地理的・地形的難聴対策」「外国波混信対策」が今後促進されることが期待され、結果、「地理・地形的理由、及び外国波混信による不感・難聴地域」でありながら、大きな災害被害が想定される、山間部、及び沿岸部への災害時の情報伝達に大きく貢献、有効であり、「放送ネットワークの強靱化」に資する制度整備であると考え大いに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>	賛成の意見として承ります。
2	FM放送局の周波数の選定方法 (前文撤廃)	<p>・FM補完局は、今後想定される様々な災害への強靱化策として、国民に向けて必要となる情報を確実にとどけるための制度であり、大いに賛同しております。今回、FM放送局の周波数選定に課せられていた「アナログテレビ放送とのガードバンドを除く」という条件が削除され、受信機が十分に普及している当該周波数帯(85.0MHzから89.9MHz)にAMラジオ放送局のFM補完中継局や既存FMラジオ放送局の中継局に割り当てが可能となります。これにより「地理・地形的理由、及び外国波混信による不感・難聴地域」に対する難聴解消が可能となり、災害時の情報伝達にも有効になると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSラジオ&amp;コミュニケーションズ】</p>	賛成の意見として承ります。
3	FM放送局の周波数の選定方法 (前文削除)	<p>本制度整備案では、従来FM放送局の周波数選定に際して課せられていた、いわゆる「アナログテレビ放送とのガードバンド(85.0MHzから89.9MHz)」における置局制限が削除されました。</p> <p>このことにより、受信機が十分に普及している当該周波数帯への、FM放送局の周波数割り当てが拡大され、今後「外国波混信対策」「地理的・地形的難聴対策」に必要なAMラジオ放送局のFM補完中継局および既存のFMラジオ放送局の中継局の置局が促進され、結果、ラジオ放送の難聴地域の解消が進むことが期待されます。ラジオ放送の難聴地域の解消は、災害時の情報伝達に非常に有効であることから、本改正案は「放送ネットワークの強靱化」の方針に則した制度整備であり、大いに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>	賛成の意見として承ります。

4	<p>別添 FM放送局の周波数の選定方法 8 自局の予定放送区域内における他のFM放送局に対する 干渉検討</p>	<p>他のFM放送局に対する干渉を防止する目的で、<math>2f_1 - f_2</math> MHzの関係になる周波数以外を選定することを規定することについては、既存FM放送局への混信保護を確保する施策として大いに賛同する。</p> <p>一方、同審査基準改正案において、別添 FM放送局の周波数の選定方法2 VOR又はILSのローカライザの無線局への干渉検討においては、上記の条件に加え、<math>f_1+f_2-f_3</math> MHzの条件が付与されている。</p> <p>既存FM局への混信保護の確保は、既存FM局にとっては死活問題であるため、これを防止するための干渉検討は慎重に実施されるべきであり、ローカライザ無線局の干渉検討と同様の条件を設定すべきと考える。</p> <p>従って、本項目においても、<math>f_1+f_2-f_3</math> MHzの条件を付与すべきである。</p>	<p>概ね賛成の意見として承ります。</p> <p>本基準は、近年、基幹放送局の開設の根本的基準(昭和25年12月5日電波監理委員会規則第21号)7条第1項第2号に規定されているように送信空中線の設備場所を近接して設置できない場合が散見されるようになったほか、FM補完中継局のように既存のFM放送局の送信空中線に近接して設置したとしても、その目的から既存のFM放送局と異なる放送区域となる場合があるため、特に混信の可能性が顕在化している2波3次のFM放送間の相互変調による妨害を排除する観点から策定したものです。</p> <p>なお、これまでも2波3次、3波3次となる周波数の組み合わせについては76MHzから90MHzのFM放送局に指定した周波数に存在いたしますが、これまでの放送局の置局等の実態などから3波3次以上の相互変調による混信が顕在化してこなかったこと、また、従来から放送局間(アナログテレビジョン放送とFM放送局間)の相互変調による混信審査についても2波3次の組み合わせについてのみの規制となっていたことから、現時点において規制を強化することはいたしません。</p> <p>また、上記のとおり、周波数以外の要素についても地域の実情にあわせて丁寧に検討する必要があることから、「ただし、VOR又はILSのローカライザの無線局に干渉を与えない場合は、この限りでない。」と原案に追記いたします。</p>
【株式会社エフエム東京】			
5	<p>全般</p> <p>FM放送局の周波数の選定方法 「8 自局の予定放送区域内における他のFM放送局に対する干渉検討」において</p>	<p>基本的方針を踏まえ、FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局等の円滑な導入を図ることを目的とする電波法関係審査基準の改正とありますが、当該意見募集の対象は既存のFM放送も含めた電波法関係審査基準改正となりますので、既存のFM放送事業者の放送に対して、不利益が出ることのない審査基準となるよう要望いたします。</p> <p>相互変調に関する審査項目を新たに規定されることと受け止めましたが、<math>2f_1 - f_2</math>の3次混変調の記載しかありません。</p> <p>同一送信点、同一送信出力の場合には「2 VOR又はILSのローカライザの無線局への干渉検討」<math>f_1+f_2-f_3</math>の数式の3波3次混変調の検討と同様の扱いにすべきと考えます。</p> <p>これは、同一送信点で同一送信出力のFM波が複数波あると、空中線パターンに関わらず、定常的に送信点近傍で、他送信点からの電波に対し総合変調を発生してしまう可能性があることからの検討措置であり、加えて、<math>3f_1 - 2f_2</math>などの5次混変調の検討も審査に加えた方が良いと考えます。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の放送行政の推進に当たっての参考意見として承ります。</p> <p>相互変調に関するご意見については、4の回答をご覧ください。</p>
【株式会社InterFM】			

6	全般	<p>FM方式でAMラジオが聞けるのはとてもいいことで賛成ですが周波数がFM放送用ではないのがおかしい。本来は視聴者の為にあるのにこれでは新しく買わなければならない。</p> <p>108MHzまで受信できるラジオは全体の1%以下と思われるFM用の周波数はまだまだ十分に空きがある郵政省は民間放送の利益(FM放送局の保護)を考えるのはおかしい中立の立場でお願いしたい。</p>	<p>概ね賛成の意見として承ります。</p> <p>割当周波数の決定に関する総務省の考え方については、平成25年9月27日「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針の公表及び意見募集の結果」及び平成26年1月31日「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)に対する意見募集の結果」の報道発表をご覧ください。</p> <p>参考:総務省 報道資料一覧  <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/index.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/index.html</a></p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>
7	VOR又はILSのローカライザの無線局への干渉検討	<p>アナログテレビのガードバンドを廃止し、アナログFMの周波数拡大は賛成です。しかし、VOR又はILSのローカライザの無線局への干渉検討の中にあるを±100kHzはFM放送の帯域と同じ幅であり、余裕がないと思います。飛行機に混信する場合は有るのではないですか。</p> <p>また、ILSは別にしてもVORのエリアは相当広いと思いますが、FMの周波数の割当は可能ですか。</p>	<p>概ね賛成の意見として承ります。</p> <p>VOR又はILSのローカライザの無線局への干渉検討について、ITU-Rの勧告である Recommendation SM.1009-1を確認したところ、±200kHzの範囲まで確認するように記載されていることから、ITU-R勧告に従い、原案を修正いたします。</p> <p>また、VORの覆域と放送区域が重複又は近接する場合において、地形等の条件によっては割当が可能となることあるため、「ただし、V-Lowマルチメディア放送の放送局又は他のFM放送局に干渉を与えない場合は、この限りでない。」と原案に追記いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>

(他1件)